

江別ラグビースクール細則

(入校等の手続き)

第1条 入校、継続は「江別ラグビースクール入校（継続）申込・同意書」（別紙）に定める書類を提出することでこれを行う。尚、入校、退校はいつでもこれを認める。継続は、年度の始まりにおいてこれを行う。

(保険の加入)

第2条 江別ラグビースクール(以下「スクール」という。)に入校した生徒(以下「スクール生」という。)は、スクールの指定するスポーツ安全保険ないしはそれと同等以上の保障内容をもつ保険に加入しなければならない。

2 スクールで加入するスポーツ安全保険は、スクールが加入手続きをおこなうものとし、保険料については毎年保険会社と協議の上、年会費に含めて徴するものとする。

(安全管理)

第3条 スクールは事故を未然防止するため、以下のことを行う。

- 1 活動中において常に安全管理に配慮し、事故防止のための最善の努力を行う。
- 2 指導員は、各種協会、団体が主催する講習会等に積極的に参加し、安全管理知識の向上に努める。
- 3 活動時に万が一事故が発生した場合、速やかにより得る最善の措置を講ずるとともに、関係各所への連絡を行う。
- 4 スクールの責任は一般社会常識と同様の範囲とする。

(会費および必要経費)

第4条 スクール生は、以下のとおり、毎年度会費及びその他活動に必要な費用を4月末日までに納める。なお、会費には、ラグビーフットボール協会、体育協会への登録料を含むものとする。また、退校時の返金を行わないものとする。

- 1 年会費及び諸費用：年間 12,000 円（月あたり 1,000 円、諸費用含む）
- 2 幼児：年間 6,000 円（諸費用含む）
- 3 兄弟で入校する場合、年度途中入校の場合及び指導員として協力していただける場合に、割引制度を設ける。
- 4 冬期体育館使用時の暖房費を別途徴収する。

(その他の費用)

第5条 大会参加、遠征、合宿等の行事に参加する場合は、役員会で協議の上、別途必要経費を徴収する。

(慶弔費等)

第6条 スクール生、役員、指導員への弔慰金については、以下のとおり支出するものとする。

- 1 スクール生が亡くなった場合：10,000 円

- 2 スクール生の父母が亡くなった場合：5,000 円
- 3 その他校長が必要と認めた場合：役員会で協議の上決定

(帯同者旅費助成基準)

第7条 当スクールを代表し、北海道ラグビーフットボール協会及び普及育成委員会
が所掌する選抜チーム等に帯同する場合、帯同者（1名）に対し、次のとおり
予算の範囲内で旅費を助成する。

- 1 移動費：選抜チームの選手、役員等がまとまって移動する場合の航空機代、
JR代、バス代等は全額支給する。ただし、自家用車での移動の場
合（ガソリン代・有料道路通行料金等）は支給しない。
- 2 宿泊費：選抜チームの選手、役員等がまとまって滞在するホテルの宿泊費の
50%を助成する。
- 3 食費：助成しない。ただし、上記宿泊費に一括して含まれる夕食代などは上
記宿泊基準を適用する。
- 4 助成額の調整方法は以下のとおりとする。
 - 1) 協会等から帯同者への別途助成がある場合、上記1、2、3で算
出される助成額を、協会等からの助成額から差し引いた分のみ支
給する。協会等からの助成額が上記1、2、3で算出される助成
額を超える場合、スクールからの助成は行わない。
 - 2) 上記1)の他、助成額について調整が必要な場合、校長、事務局
長、会計、指導部長による協議の上、助成額を決定する。
 - 3) スクールの会計状況に応じて変更することがある。

(附則)

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

改正

令和4年3月26日 細則の一部を改正